取扱厳重注意

人件費等経費の見直しによる省エネ法の手数料の見直し

建築物省エネ法 認定申請手数料 【住戸申請(戸建て・共同住宅等)】 ※戸数区分

(単位:円)

区 分		現行改正	【性能基準】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)		【仕様基準】 【簡易な評価方法(※)】 法第36条関係(表示認定) (※)フロア入力法・モデル住宅法	
(申請住戸の数)			(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
1戸	~200㎡未満	現行	37,300	5,500	19,200	5,500
		改正	41,700	6,100	21,500	6,100
	200 m²∼	現行	41,600	5,500	20,700	5,500
		改正	46,600	6,100	23,100	6,100
2	~ 4戸	現行	75,000	10,700	35,900	10,700
		改正	83,900	11,900	40,200	11,900
5	~ 15戸	現行	124,900	22,300	62,100	22,300
		改正	139,800	24,900	69,400	24,900
16	~ 45戸	現行	212,700	49,500	112,300	49,500
		改正	238,200	55,300	125,700	55,300
46	~	現行	305,300	88,600	170,200	88,600
		改正	341,700	99,000	190,400	99,000

[※]変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) ※低炭素建築物認定と同様

建築物省エネ法 認定申請手数料 【棟申請(非住宅部分)】 ※延べ面積区分

(単位:円)

区 分	現行改正	【モデル建物法】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)		【標準入力法·主要室入力法】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)	
(面積)		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 計画変更 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
~ 300未満	現行	94,300	10,600	246,000	10,600
~ 300未満	改正	105,600	11,800	275,600	11,800
300 ~ 2000未満	現行	157,900	29,300	397,700	29,300
300 ~ 2000未凋	改正	176,800	32,800	445,500	32,800
2.000 ~ 5000未満	現行	255,400	87,100	567,500	87,100
2,000 10 3000 不周	改正	286,100	97,500	635,600	97,500
5.000 ~ 10000未満	現行	333,400	137,700	698,900	137,700
5,000 10000太淵	改正	373,500	154,200	782,900	154,200
10,000 ~ 25000未満	現行	400,600	173,800	826,100	173,800
10,000 20000 不凋	改正	448,700	194,600	925,300	194,600
25.000 ~	現行	470,000	217,100	942,400	217,100
25,000	改正	526,400	243,200	1,055,600	243,200

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) ※低炭素建築物認定と同様 (BEST省エネツールについて)

[※]R2.3.31付 国住建環第274号 国通知(技術的助言) 記 第4より 標準入力法(基準省令第1条第1項第1号イ)の手数料と同額と扱う